

町民の皆様へ

緊急事態宣言の解除について

5月14日、政府から新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言について、九州全県を含む39県について解除することが決定されました。

佐賀県では、5月5日に段階を追って社会経済活動を再開していくという方針が示されていましたが、今回の決定を受け、首都圏や関西圏、北海道といった特定警戒都道府県への移動は引き続き自粛を要請されているものの、買い物や通勤など日常生活圏における県境を越えての移動については、3密に注意することを前提に制限が緩和されました。

本町におきましては、これまで町民の皆様の命を守ることを最優先に考え、町内での感染症拡大を防止するため、医療機関や介護福祉施設、保育園や幼稚園等にマスクや消毒液、防護服といった物資を提供してきたほか、町民の皆様や団体の方々の会合等の際には、加湿器の貸し出しや消毒液の提供等を行うなど、町の役割として感染予防対策を講じてきました。

緊急事態宣言は解除されましたが、感染症が収束したわけではなく、今後いつ第2波が襲ってくるかもわかりません。今後も町の施設や行事について、使用制限や開催方法の変更を行うこともあります。引き続きご協力をお願いいたします。

なお、町民の皆様や事業者の方々への支援といたしましては、まず、町民の皆様1人当たり10万円を給付する特別定額給付金について作業を進めております。

また、国や県の権限において実施された緊急事態宣言や休業要請等の措置に伴い様々な支援策を打ち出されておりますが、町としては、これらを補完し町民の皆様をご支援できるような独自の施策をすべての部署で検討し、5月27日の臨時議会での予算計上に向けて準備を進めているところです。

町としては、継続的に対策を行っていく所存ですので、今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年5月18日

みやき町長 末安 伸之

町内全世界帯へのマスク配布について

本町では、町内での感染拡大、クラスター（集団感染）の発生防止を最優先事項とし、医療機関や介護福祉施設、学校施設等に町が備蓄するマスクやご寄贈いただいたマスクの提供を行ってきたところですが、今回新たにマスクの確保ができましたので、町内全世界帯へ配布を行うこととしました。

マスクについては、市場に流通しはじめているものの、入手が困難な状況が続いており、新型コロナウイルス感染症についても依然として収束の目途がたたない状況でございますので、ご家庭での備蓄用などとしてお役立てください。

災害時の新型コロナウイルス感染症対策について

自然災害が激甚化するなか、今年も豪雨や台風等の発生が想定されます。

町では、新型コロナウイルス感染症の対策として、「3密」回避など避難所内での感染拡大防止対策の徹底を行います。

住民の皆様におかれましては、避難される場合は、次の点についてのご協力をお願いします。

○避難前の体調確認について

避難される前に、ご自身やご家族などの健康状態をご確認いただき、次のような症状がある方は「帰国者・接触者相談センター（鳥栖保健福祉事務所）」にご相談ください。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患のある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

○避難所入室前の検温について

避難所へ入室される前に入り口付近で検温を実施させていただきます。

発熱や咳等の症状がみられる方につきましては、別に設置した避難場所に避難していただきますので、ご了承ください。

○持参品について

町でも避難所内に消毒液の設置等を行います。ご自身でも通常の非常持出品に加え、マスク・体温計・消毒液などを持参していただくようご協力をお願いします。

○避難所以外への避難について

町が指定した避難所への避難のほか、安全な地域にお住まいのご親戚やご友人のお宅等への避難も検討してください。